

住宅宿泊事業者（民泊）の皆様へおねがい

警察では、国内でのテロ等の不法行為を未然に防止するため、国の指導にのっとり、宿泊者の身分確認等の徹底を呼び掛けています。

「不審だな」と思ったら、迷わず警察への通報をお願いします。

☑ 国からの指導事項

※「住宅宿泊事業法における宿泊者名簿の記載等の徹底について」
(平成29年12月26日付け薬生衛発1222第1号、観産第602号ほか)



- 宿泊者名簿の正確な記載
- 外国人宿泊者は旅券等で本人確認、旅券の写しは保存
- ^{ていじ}旅券呈示を頑なに拒否する場合には、警察署へ通報
- 警察から宿泊者名簿の閲覧を求められた場合の協力



警察官による
宿泊者名簿の閲覧
にご協力をお願いします！



**「おかしいな」と感じたら
すぐに警察署へ通報を！**

